

わたしの家系図

記入日

年

月

日

法廷相続人

	私と相続の割合	
第1順位	子(子が死亡している場合は、孫へ(代襲相続) 子がない場合は、第2順位へ)	配偶者 1 / 2
第2順位	父母(父母が先に亡くなり祖父母がいる場合は、祖父母へ)	配偶者 2 / 3
第3順位	兄弟姉妹(兄弟姉妹が先に亡くなり、その子(甥姪)がいる場合は、甥姪へ)	配偶者 3 / 4

*代襲相続とは、私の子が私よりも先に死亡した時や欠格・廃除によって相続権を失った時に、亡子の子(私の孫)が相続することです。